

指定居宅介護支援事業所 第二砂丘寮 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三和会が運営する指定居宅介護支援事業所第二砂丘寮(以下、「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当該事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は次の通りとする。

- (1) 事業所は、利用者が保険、医療、福祉の各サービスを適正に利用ができるよう利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともにその計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設等への紹介等の便宜を行うものとする。
- (2) 浜松市から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正中立の立場で正しい調査を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所 第二砂丘寮
- (2) 所在地 浜松市中央区田尻町 1172 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名(常勤)
管理者は、事業所にて職員及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上(常勤)
- (3) 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、依頼された居宅サービス計画等を作成するとともに事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う
- (4) 事務職員 1名以上(非常勤)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする
但し、祝日及び12月29日～1月3日までの期間は除く
※ 上記以外にも電話にて24時間無休で対応
- (2) 営業時間 月～金 8:30～17:30 までとする
土曜日 8:30～12:30 までとする

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

- (1) 相談を受ける場所 事業所相談室又は利用者自宅
- (2) 使用する課題分析 平成11年老企第29号別紙(4)に示す23項目の課題分析項目に基づくアセスメント方法により行う

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅支援の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画等の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介
- (3) 前2号に掲げるものの他、その他の便宜の提供
- (4) 浜松市より委託を受けた訪問調査

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料その他の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(予防委託)

第9条 地域包括支援センター(本人)より委託があった場合、地域包括支援センターと受託契約を締結し、該当地域包括支援センターに代わり業務にあたる。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は浜松市中央区(新津圏域、芳川圏域、三和圏域、鴨江圏域一部、板屋圏域一部、大平台圏域一部、あんま圏域一部)但し、特段の事情により他地域を実施する場合がある。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他運営に関する重要事項は次の通りとする。

- (1) 職員は研修会を定期的で開催し資質向上を図る。また、外部研修会にも積極的に参加する。
- (2) 事業所に勤務する全職員は、利用者とその家族に関して知り得た業務上の情報を他人に漏洩してはならない。また、勤務従事でなくなった後においてもこれら秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約で結ぶこととする。
- (3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三和会と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症予防と災害時の取組み)

第12条 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。また、災害時に備え防災計画の検討・変更を行い、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施、担当者を定める等必要な措置を講じる。

(附則) この規程は平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

(附則)平成 18 年 4 月 1 日改定

(附則)平成 19 年 4 月 1 日改定

(附則)平成 22 年 4 月 1 日改定

(附則)平成 22 年 12 月 1 日改定

(附則)平成 31 年 3 月 1 日改定

(附則)令和 2 年 2 月 1 日改定

(附則) 令和 3 年 4 月 1 日改定

(附則) 令和 6 年 1 月 1 日改定

(附則) 令和 6 年 6 月 1 日改定